

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

規則

- ◆規 則 河川法施行細則の一部を改正する規則
- ◆告 示 保険医療機関等の指定

目次

計量器の定期検査の実施

昭和五十四年度地籍調査事業計画の決定

土地改良事業の認可(三件)

解除予定の保安林

選挙管理委員会の招集

- ◆選管告示 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則
- ◆公安規則 河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一を次のように改める。

一 流水占用料

区 分	占 用 料
-----	-------

1 昭和四十年十月一日以降に

発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所

算定して得た額を合算して得た額

一、常時理論水力一キロワットにつき一年

2 昭和四十年九月三十日以前に

発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十一年十月一日以降に当該増設に係る設備

二、最大理論水力と常時理論水力との差一キロワットにつき一年

発電のための流水占用

又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの

三一九円

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のようにより改正する。

項により算出した額が、増設前の理論水力について二の項により算出した額に満たないものを除く。)

二 一の項に掲げる発電所以外の

発電所

一及び二によりそれぞれ算定して得た額を合算して得た額

一、常時理論水力一千ワットにつき一年

二、最大理論水力と常時理論水力との差一千ワットにつき一年

七三三円

毎秒一リットルにつき一年

二、〇〇〇円

工業又は鉱業のための流水占用

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の河川法施行細則の規定は、昭和五十四年五月十六日から適用する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福 羅 医 院	鳥取市秋里九五八一七	昭和五十四年六月九日
耳鼻咽喉科 岡 田 医 院	鳥取市今町一丁目五〇一	昭和五十四年六月十二日
鳥取県中部医師会 附 属 休 日 急 患 診 療 所	倉吉市旭田町一八	昭和五十四年六月一日
高 田 内 科 医 院	境港市東雲町七	昭和五十四年六月八日
斎 藤 内 科 医 院 小 児 科 医 院	気高郡氣高町勝見字大沢 六五八一—〇	昭和五十四年六月十三日
二 部 診 療 所	日野郡溝口町二部 一五五四一四	昭和五十四年六月二日
高 野 齒 科 医 院	米子市東福原字荒神三七三	昭和五十四年六月一日
松 本 齒 科 医 院	倉吉市住吉町五八	"
A コーピ 東伯薬局	東伯郡東伯町徳万 五五八一一	"
米子市西福原一一一一		"

鳥取県告示第五百二十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十二条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器	
実 施 期 間	実 施 場 所
昭和五十四年七月十六日から	当該計量器の所在の場所
昭和五十五年三月三十一日まで	当該計量器以外の計量器
実 施 期 日	実 施 時 間
昭和五十四年七月 十六日	午前十時から 午後三時まで
昭和五十四年七月 十七日	" "
昭和五十四年七月 十八日	" "
昭和五十四年七月 十九日	" "
昭和五十四年七月二十日	" "
昭和五十四年七月二十三日	午前十時から 正午まで
昭和五十四年七月二十七日	午前十時から 午後二時まで
	倉吉市役所

泊 村	原の一部	調査地域		調査期間 (平方キロメートル)	調査面積 (一・三・五〇)
		津無、古市、森坪、葛谷	昭和五十五年三月三十日まで		
佐治村	原の一部	津無、古市、森坪、葛谷	昭和五十五年三月三十日まで	一・三・五〇	○・九〇

鳥取県告示第五百二十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（新庄地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十四年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十八号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（大栄（上種）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十九号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（赤崎（向原）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七三九の一、茶屋字木呂抜二八四七、二八四八、字塗田原二八四九、字奥山一八五六、二八五八（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的**水源のかん養****三 解除の理由****林道用地とするため**

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号**

昭和五十四年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十四年六月二十日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選管委員、啓発担当者研修会について

雜報

公安委員会規則

地方職員共済組合役員の異動について

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則並いに公布する。

昭和五十四年六月十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 団 新 平

就任 (昭和54年3月16日付)

理事 (非常勤) 鶴岡 啓一
(昭和54年5月22日付)

理事 (常勤) ト 部 壮一

監事 (常勤) 中野 敏夫

退任 (昭和54年3月15日付)

前理事 (非常勤) 森 繁一
(昭和54年5月21日付)

前理事 (常勤) 及川 謙三

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則 (昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

別表遊技の料金の欄中

「一人一時間迄100円」
を
「一百円迄」

に改める。

附則

この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。